

## 平成23年度中国地方知事会第2回知事会議 議事録（概要）

- 1 日 時 : 平成23年10月26日（水）13:21～15:24
- 2 場 所 : 岩惣 2階 管絃の間（広島県廿日市市宮島町）
- 3 出席者 : 会長：石井岡山県知事  
平井鳥取県知事、溝口島根県知事、湯崎広島県知事、二井山口県知事  
事務局長：三宅岡山県総合政策局長 他
- 4 次 第 :
- (1) 意見交換
- ①大規模広域的災害への対応について
- ②国出先機関廃止に係る中国地方の広域的实施体制の検討について
- (2) 共同アピール
- 地域主権改革の断行について
- 原子力発電の安全確保対策等について
- 環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉参加について
- 地方税財源の充実について
- 社会資本等の基盤整備の着実な推進について
- 地域医療の確保について
- (3) 広域連携検討会の検討状況について
- (4) 中山間地域振興協議会の次期共同研究テーマについて
- (5) その他
- 「日本のグランドデザイン構想会議」について
- 5 結 果

### (1) 意見交換

#### ①大規模広域的災害への対応について

(山口県)

〔中国5県における広域支援体制の強化〕

- ・大規模広域的災害が発生して、被災県だけでは対応が困難な場合の広域支援について、発災時のより迅速な支援の実施や被災状況に応じた複数県による支援の調整が重要であるという観点から、中国5県の広域支援体制について検討を行っている。
- ・新たな取組として、1点目は発災直後からの円滑かつ迅速な支援に向けたカウンターパート制の導入。2点目が被災状況に応じた複数県での支援などよりの確な支援に向けた中国5県広域支援本部による包括的な調整の実施。

〔四国地方との連携〕

- ・東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害の備えとして、中国・四国ブロックが一体となったカウンターパート制を導入し、発災直後から円滑かつ迅速な支援を行う。また、よりの確な支援に向けた調整を行うため、四国ブロックにおいても新たに広域支援本部を設置し、中国5県広域支援本部と連携・調整しながら支援を行う体制の整備について中国ブロックから提案を行い、四国地方各県の賛同が得られている。

(鳥取県・平井知事)

- ・東日本大震災を見れば、県境を越えた助け合いが重要。今回、中国地方と四国地方が助け合う枠組みを決めるのは大賛成であり、新しい防災のあり方をこの地域でリードする必要がある。また、中国5県における広域支援体制を確立することも大賛成。是非住民の皆様に安心していただける体制をつくりたい。
- ・今回の東日本大震災も初動からどんどん出ていくことが大切であり、スピード感が大切。一つ一つの手続を定めることはここに書いてあるとおりでよいが、大切なのは日ごろお互いの状況を理解し合うこと。中国地方と四国地方とでパートナー制を決めるのであれば、双方の地勢学的なところ、例えばヘリコプターを飛ばしてみても、ここはこうなっているということをつだんから理解しておかなければならない。防災訓練のやり方も変えていくことが必要。
- ・また、中国5県の近隣の助け合いが第一義的にあり、防災対策を確立する上でも、日ごろ防災訓練など中国5県共同で行うやり方を一層強化して、習熟をしていくこと。また、お互いカウンターパートになる県の職員同士がつだんから連絡がとれる環境をつくっていく必要がある。我々トップリーダーのレベルでもそれぞれの県で相互交流を図るように指導して、せっかくできた大規模広域災害の対応が確実なものになるよう、皆さんで協力していただければありがたい。

(広島県・湯崎知事)

- ・つだんからの準備が大事であることは、私も全く同感。他方、事務方レベルの人的な交流も重要。災害対応にかかわる部局、さまざまなレベルで、人的な交流も含めて連携の強化を図ることが必要。

(山口県・二井知事)

- ・今後の運用はお互い理解を進めながらやっていったらよいが、今日、これでまとまるようであれば、できるだけ早く中国地方5県で合意書を作成させていただきたい。同時に合意をしたら、今度は四国と合意の調整もしなければならぬので、そのへんもよろしくお願いしたい。

(石井会長)

- ・協定は今、一応のものはあるが、中身がカウンターパート方式等々で変わるので、早期に詰めて、全国知事会議がある際に協定締結式など早急に行うことでお願いしたい。
- ・私ももちろん大賛成。ブロックを越えたカウンターパート方式が全国初ということであり、そういう面で意義深い。
- ・担当同士の詰め、訓練をお互いどのようにやっていくとか、カウンターパートが決まったので、これから事務当局を通じて詰めていきたい。

(島根県・溝口知事)

- ・大賛成。
- ・原子力防災対策の見直しに当たり、鳥取県と一緒に連絡協議会をつくり、万が一島根原発で事故があった場合の対応をどうするか検討を進めている。福島の場合を見ると、影響は広域に及ぶ可能性があり、避難場所の確保、避難の仕方など、他県にも御協力を得ないといけない事態が生ずる可能性がある。
- ・先般、国の原子力安全委員会事務局から、原発から30キロ圏内については一定の避難を想定する必要があるという案が出され、私どもは実態を調べてみた。20キロ圏内だと、島根県内で24万人ぐらい、鳥取県に25万人ぐらいということになる。これが30キロ圏内にまで広がると、2県6市が対象になり、約46万といった膨大な数になる。今、県内で避難場所として可能な場所、学校とか公民館とか、それが大体10万人ぐらいと見ているが、そうすると、やはり隣県に御協力をお願いしなくてはならない。要援護者ということで見ると、20キロ圏内で大体2万人と見ているが、これが30キロ圏内となると、3万5千人ぐらいとなる。国がこういう避難の対象をどうするかを決

めているわけではないが、我々としては30キロ圏を一定の前提として、対応を考えていく必要があると思っている。

- ・ そうなると、皆様方の県の市町村にお願いしなくてはならないことになるわけで、鳥取県、島根県と一緒に、例えば広島県、岡山県、山口県、それぞれの県における市町村の方々をお招きして、状況の説明やらお願いやらをする会合をこれから持っていきたいと思っており、その際に県の御協力をお願いをしたい。私どもとしては、今年度末を一つの目途に一定の避難先を確保して、30キロ圏内に入る市町ごとにマッチングをして、作業を進めていきたい。

(鳥取県・平井知事)

- ・ 私ども二つ立場がありまして、一つは島根県と同じ立場で多くの避難者を想定し得る地域に入ることから、併せてお願い申し上げたい。
- ・ もう一つの立場からすれば、鳥取県でも島根県と比べますと相対的に若干の余力が出るので、キャパシティの範囲内で是非協力していきたい。これは市町村も話し合っているところ。
- ・ 私どもですと、UPZ、IAEAの関係に入ってくるのが6万人ほどの人口になる。そのうち通常の避難者については、県内50キロ圏よりも外の範囲で概ね受入れが可能ではないかと踏んでいる。これはこれから精査をするので、場合によってはお願いしなければならない。問題は、要援護の方々の避難。災害時の要援護者については、鳥取県に限った話でいえば、だいたい4千5百人見当。この4千5百人を県内福祉避難所で受け入れようとしても、現在のやり方では難しい。正直な話をいえば、4千人ほど他県で受入れをお願いしたいという状況。
- ・ さらに医療関係。インテンシブな医療を必要とされる方々がだいたい400床見当で6万人の中に入っているが、そのうち100床分ぐらいは県外の病院で受入れをお願いする必要がある。
- ・ こうしたことの詰めを今、島根県と詳細にやっているところ。本県は福祉関係、医療関係についてある程度見えてきているので、3県での受入れを検討していただきたい。

(島根県・溝口知事)

- ・ 鳥取、島根を含めて申し上げると、入院患者が7千人ぐらい。それから、福祉施設入所者が7千人、在宅療養者が1万9千5百人ということで、3万5千人ぐらいになる。そのうち5千人見当が鳥取県。
- ・ 不確定なところが相当出る可能性はあるが、一定の目途らしきものを作るのが1次的な作業。
- ・ やはり原発で事故が起こらない対策をきちんとやってもらうことが基本。もう一つ、国が原発を含め中・長期的なエネルギー供給をどうするのかという考え方がないと、この問題も進めにくい。

(山口県・二井知事)

- ・ 私のところは、島根原発から見ると140キロ以上離れた地域になる。具体的に協議させていただきながら、最大限の受入体制で臨ませていただく。

(石井会長)

- ・ 岡山県も一番近いところで50キロちょっとあるが、溝口知事、平井知事のお話をしっかりと承り、できる限りの御支援、御協力をさせていただく。
- ・ その前提として、市町村が主体となるので、そのセッティングもお話をいただきながらやらせていただきたい。

(広島県・湯崎知事)

- ・ 広島県もまさに電気ユーザーとしてお世話になっていることもあり、両県の御支援を最大限にさせていただきたい。

## ②国出先機関廃止に係る中国地方の広域的実施体制の検討について

(事務局)

- ・ (資料に基づき説明)

(石井会長)

- ・ 先日の閣僚懇において、野田総理から出先機関改革について、「来年の通常国会に法案を提出する方針を確認し、広域連合への移譲に向けて早急に議論を集約すべく、関係大臣におかれては積極的な取組をお願いする」との発言があった。総理の発言を踏まえ、中国地方知事会としては、国の方針がきちんと決定された場合は、迅速にこれに対応していく必要がある。そのため、広域連合、あるいは国において検討されている新たな広域行政制度を念頭に引き続き検討を深めていく必要がある。

## (2) 共同アピール

### ①地域主権改革の断行について

(石井会長)

- ・ 国出先機関の原則廃止は地域主権戦略大綱の柱の一つとなっているが、さまざまな制度、人員移管等の枠組み、あるいは中間取りまとめ自体が先送りされている。直轄道路・直轄河川の地方移管も、地方からの提案、要請に対して真摯な姿勢が見られない。こういったことで改革の停滞、後退を懸念せざるを得ない状況。
- ・ こうした中、野田総理は来年の通常国会に関係法案の提出を行うことを明言された。また、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の一つとして、総理自身が先頭に立ってやりぬく覚悟であることを示された。
- ・ 共同アピールにおいては、野田総理自ら表明したとおり、政治のリーダーシップを発揮して、出先機関の原則廃止をはじめとする地域主権改革について、断固たる決意のもと実行されるよう、我々知事会として強く要請をしようというもの。

(山口県・二井知事)

- ・ 私がメンバーとなっている直轄道路・直轄河川チームの状況について御報告なりお願いをしておきたい。
- ・ 第1回会合が2月に開催されたが、それ以降は財源フレーム等を協議するとされた第2回会合もいまだ開かれていない。現時点でも国から財源フレームの案を出そうとは考えていない状況ではないか。したがって、先般、秋田の全国知事会議のときに皆さまにお願いさせていただいたが、アクション・プランにおいて原則地方移管とされている県内完結の直轄道路・河川の移管を進める方向で、我々から財源フレーム案を提示していきたいということで、皆さまに御協力いただいていたところ。大変貴重な御意見を4県からいただき、11月21日の全国知事会の前に、全国知事会とも協議をしながら、私のほうから財源フレーム案を提示する方向で努力させていただいているところ。その過程で改めて御意見をお伺いすることがあると思うが、よろしくお願ひしたい。

(島根県・溝口知事)

- ・ 地方主権改革断行のこのアピール案、よくまとまっている。これで大賛成。

(鳥取県・平井知事)

- ・ 賛成。野田総理は次の通常国会に出先機関改革の法案を出すと言われたので、是非実行してくれということ強くアピールで申し上げる必要がある。
- ・ ただ、従来よりもスピードが落ちたことは間違いない。本来であれば、この10月いっぱい取りまとめをして、通常国会冒頭には提案することだったと思うが、どうも新年

度にずれ込んできている。したがって、若干時間的余裕はできたが、戦略的に5県でよく調整して、実現可能なところはどこにあるのか、中国地方はこれを求めていくというような打ち出しを年度末にかけてすり合わせをして、受け皿についても広域連合がいいのか、あるいは他がいいのか、いろいろと利害得失について5県の考え方も微妙に異なるところもあるようなので、そのへんのすり合わせを是非やるべき。

(広島県・湯崎知事)

- ・アピール文については、これで大賛同。
- ・野田総理が明言された来年の通常国会提出と、それを受けた我々の動きをどうしていくかについて、これまで本当に提出されるのかとたかをくくっていたところがあるのではないかと。総理があれだけ明言されて、今度は我々に突きつけるかたちもでてくる。法案がどのタイミングで出るにせよ、我々も早急な具体的アクションにとりかからないと、地方も本気ではないじゃないかという逆のプレッシャー、言いわけというか、そういうことに使われかねない。
- ・そういう意味では、野田総理も、あるいは国の方針も広域連合を基本に考えるという立場は変わっていないし、私としてはこの際、腹をくくって、広域連合で受けるという方向を強めていったほうがよいのではないかと感じている。
- ・新たな受け皿も、我々の理解では広域連合とさほど違わない、形式的な要件の差かなと感じているので、それであれば受けるに当たっての課題解決、何をしなくてはならないのかという作業を今からしておいて、その後の国の動きを見ていく進め方ではどうか。

(鳥取県・平井知事)

- ・私は、広域連合を一つのベースにして検討してはどうかという考え方を持っており、鳥取県ではそういう主張をしていた。各県のまだ開きもあるようですので、是非深めていただきたい。
- ・関西でやっている経験からいうと、案ずるより産むが易し。この5県で広域連合を組めば、非常にしっくりいくかたちができると思う。その際、どこが中心だみたいな道州制の綱引き論にならないように。共同で事務を持ち寄るにふさわしい連邦型の地方分権を基本理念にして話し合いを重ねていけば、出口があるのではないかと。
- ・その際、改めて議論しなければならないのは、広域連合は持ち寄る事務を作らなければ法律上成り立たない。その共通の事務を何にするかというベースを考えるべき。一つ、広域防災で協力していくのは、わかりやすい。あと広域観光。例えば海外で共同プロモーションをやる、あるいはその拠点を共同経営することをやってもいいのではないかと。5県の住民がわかりやすい、共同でこれをやりますという柱を幾つか立て、その上で広域連合を作って、そこが受け皿になって国の出先機関の移譲を受けるということ。
- ・九州型について、個人的にはこれは新しい行政機構を作る感じになり、連邦型より若干集権型になるかと思う。つまり一つの政府を新たに立ち上げるということになるので、今までの中国5県の話し合いからすると、広域連合のほうがなじみやすい感じを持っているが、これは結論を出さない。これから話し合って詰めていきたい。

(山口県・二井知事)

- ・私も九州地方知事会に入っているが、この問題について私は中国地方でというスタンスでいるので、具体的な議論には参加していない。私の考え方が九州の皆さんと違うのは、九州の各県は今、出先機関がやっている国の仕事は丸ごと受ける前提で機構を考えいくウエートが非常に高い。私は丸ごとではなくて、国がやるべきことと地方がやるべきことをきちっと仕分けしてやるべきという考え方であり、ちょっとその部分では合わない。平井知事が言われたように、新しい機構を作るのは時間もかかるし大変なので、今ある広域連合で何を受けるのかを具体的に考えながら、新しい機構が必要であるかどうか考えていった方がよい。したがって、私は丸ごとではなくて、個別に何と何を具体的に受けていくのかということ、広域連合をつくることを前提に議論をしていくべきではないかと思う。

(鳥取県・平井知事)

- ・持っている事務を持ち寄るところから広域連合が始まる。住民の皆さまにわかりやすい防災とか観光とかピックアップをして、広域連合の設立について検討しますという5県のテーブルをつくるぐらいやっておかないと、間に合わなくなる可能性がある。実際に何の仕事を受けるかは、まだ正直難しいかもしれない。ただ、折り合えるところを見て、例えば運輸局の観光関係、それから厚生局、社会福祉法人の指導、医療機関の保健診療の指導、これは完全に県と厚生局がオーバーラップ、二重行政的になっている。そういうやりやすいところ、不合理なところからとらえていって、ここをよこせという具体的な要求をするのは一つの手かもしれない。
- ・いずれにせよ、広域連合についての検討協議会のような5県のテーブルをまずつくってみて、その可否を考えてみる必要がある。そういうものがないと、各県も議会で話がづらい。

(広島県・湯崎知事)

- ・今の国の動き方、現政権・民主党になってから基本的な動き方のパターンを見ても、突然大きなことがぱたっと決まって、ずずっと進んでいく懸念もある。議会も含めてよく調整をしながら、準備はきちんとしていくべき。もちろん、議論の過程でこれは越えられないというハードルがあれば、あるいは議会で御理解をいただけなければ、当然進める話ではないと思っている。
- ・今、条件として提示されているのが、広域連合であるということ。まず広域連合の持ち寄り事務をつくって、その上で受け皿になる。出先機関ごとに丸ごとじゃないと受けさせないという言い方は、端的に言うと、国の「そんなことできないでしょ」という〈できない理由〉みたいな印象も正直持っているので、それであればそれを逆手にとって乗り越えるぐらいのことをやらないと物事は前に進まない。もちろん今、意思決定ということではないので、検討会議みたいなもので関係方面とも調整しながら検討を進めるといことだと思う。

(山口県・二井知事)

- ・新しい広域連合組織をつくるということではなく、やはり既存の広域連合をうまく活用するというのがよい。今の広域連合の制度をとりあえず活用して、それを国からの権限移譲の受け皿にすべきではないか。
- ・あまり細かい権限移譲の、この権限はどうするかを議論すれば、当然それぞれ意見が違ってくるので、そこはもう粗くてよい。基本的には、地方に移譲すべきものはしっかり移譲してもらおうという粗い線だけ決めて、中国地方としては広域連合として国からの権限移譲はこの線の範囲内で受けるということを表明をしていけばよい。

(石井会長)

- ・我々知事会としては、広域連合を中心とした広域的实施体制を事務レベルで検討させ、国の出先機関受入れの話がこれから進む中で、受け皿体制を準備していつでも対応できるようにという姿勢をしっかりと打ち出していく。

(鳥取県・平井知事)

- ・広域連合で検討すべき事項は、一つは共通の事務がある。合わせて、二次的にいずれ国の議論が動いたときに、国からの事務の受け皿が必要になる。それは広域連合の設立とは直接法的には関わりがないところであり、そちらのほうも副次的に議論をしていくミッションを持った検討会議を設置をすると決めて今日終わったほうが、中国知事会の意思が明確になろうと思う。

(石井会長)

- ・広域連合を念頭に置いて実施体制の在り方を検討していくことでスタートしたい。

## ②原子力発電の安全確保対策等について

(島根県・溝口知事)

- ・項目が6つ。1つは原子力発電所の安全確保。福島原発の事故原因を速やかに徹底究明して、その知見に基づいて安全基準の抜本的な見直しを行い、原発施設の安全確保のための必要な対策を早急を実施すること。安全基準の判断根拠を国が責任を持って具体的に自治体と国民によく説明をすること。それから、国は原子力安全庁の設置を検討しているが、組織の独立性、透明性が確保される体制を確立すること。
- ・2番目は、万が一原発で起こった場合の対策。国が避難区域をどうするのか、あるいはオフサイトセンターの代替施設をどう確保するのか、あるいは国の原発の防災指針、あるいは原発関連の防災基本計画の見直しを早急に行ってもらいたい。まだまだ国の検討が遅れており、私どもが国の作業を待つことなく暫定的に進めている状況なので、そこを国のほうで早くやってもらいたい。
- ・2の(3)は広域避難の対応。国に早く具体的な対策を進めてもらいたい、あるいはモニタリングポスト、SPEEDIの整備を進めてもらいたいなど。3番目、4番目、5番目は既に起こった福島原発の事故以来の問題についての対応。汚染された稲わら、堆肥等の放射性物質、廃棄物等の管理、処分をきちっとやってもらいたい。それから、汚染稲わら等によって国産牛肉等に対する放射能の影響、風評被害といった問題も出ており、こういう問題を徹底してやってもらいたい。
- ・それから、原発事故によって避難を余儀なくされた方々がおられるわけで、そういう住民の健康への不安であるとか、内部被曝線量検査の受検であるとか、保健所等による相談ができるようにするなど、国において必要な対策をとってもらいたい。

## ③環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉参加について

(石井会長)

- ・現在、政府・与党の経済連携に関する会合において、TPP交渉参加の議論が行われている。TPPに参加することの有用性、農業分野のみならず様々な分野に及ぶとされている影響について、国民に対する正確かつ具体的な説明が十分に行われておらず、国民的な議論が進んでいるとはいいがたい状況。
- ・このような中、11月12日にアメリカで開催されるAPEC首脳会議でTPPに関する議論が行われることが想定されることから、改めて十分な国民的議論を行うこと、着実な農林水産業対策の実施について、政府に対して強く要請をしようというもの。

(山口県・二井知事)

- ・内容的にも、国民的議論というところまでいかないで、政府の中の議論もきちんと進んでない状況ではないかと感じている。

(鳥取県・平井知事)

- ・24項目にわたる実際の交渉内容がさっぱりわからないまま、とりあえず参加するかしないかということは、国民にとって不幸だと思う。できる限り情報を開示して、わからないならわからないで、こういう想定なので、というぐらいの議論をして、農業対策、公共投資対策、あるいは医療・保健の関係、それぞれの分野でこういうことを考えて、総体として可否を国民全体で決する体制になってない中で、とりあえず日程が先行しているのは残念だと懸念は表明させていただきたい。

## ④地方税財源の充実について

(鳥取県・平井知事)

- ・1の(1)は、地方の財政需要の増加、景気低迷と、そうしたことによる財源不足を適

切にきちんと積み上げて地財計画をつくるべきということ、この観点で三位一体改革後の交付税の復元を図るということ。

- ・（２）は必要な地方一般財源総額の安定的確保、さらに臨財債等の約束分についての適切な措置。あともう一点加えさせていただいたのは、今日の報道で６千億円地方交付税をカットする、あるいは義務教の負担金を１千２百億円カットするというまことしやかな報道が始まっている。真偽のほどはわからないが、国が今、給与をカットするからだという論陣を張っているようであるが、我々のところは先回りして既にカットしている。そして、現在の財政フレームの中で今ある制度を活用させていただいてるわけであり、一方的な交付税削減等を行わない、地方の実情に配慮した対策を実施してほしいと強く求めるべきではないかということで１項目加えさせていただいた。
- ・（３）は一括交付金の算定、配分。
- ・（４）は基金、例えば雇用対策の基金など、撤退の動きもあるが、是非地方の実情を踏まえて、今の制度の見直しを行ってほしいということ。
- ・あと大きな２番目として、社会保障と税の一体改革の議論について、（１）地方の意見を国と地方の協議の場など十分に踏まえてやる必要があるということ、（２）社会保障サービスの全体をとらえた対策を考えるべきであるということ、（３）社会保障制度を支えていくに当たり、出先機関の廃止など、徹底した行政改革を国において行うことが前提ではないか、その趣旨としては地方側にきちんとした手当てをすべきだと述べさせていただいている。

#### ⑤社会資本等の基盤整備の着実な推進について

（島根県・溝口知事）

- ・道路等の社会資本整備については、一時期コンクリートから人へという流れがあったが、今般の大震災、あるいは大規模な風水害によって、災害からの復旧・復興、救援に対する重要性が強く認識され、河川・砂防等の整備の重要性も認識された。
- ・２４年度の政府の概算要求を見ると、政策的経費が一律１０％削減され、この中に社会資本整備も入っている。一方で日本再生重点化枠として一定の復元の要請がなされているが、この部分で十分な予算確保ができないと、公共事業関連予算は３年間で３割にも上る削減になる。これは特に社会資本整備が遅れた地方に大きな影響を及ぼし、まだ高速道路が重要なところにつながっていないミッシングリンクを有する、中国地方でいうと島根県、鳥取県、そして山口県の日本海側等に大きな影響が及ぶ。さらに農業関係も削減が続いている。道路の整備、安全・安心のために必要な水害、土砂対策等、適切に進めていただくために我々として国に強く要請する必要がある。

（広島県・湯崎知事）

- ・道路ネットワーク、特にミッシングリンクの解消は、我々中国地方にとって大きな課題。単に必要な社会資本整備を図るという観点でなく、やはり今の大きな国のあり方の流れの中で、集中から分散へということが改めて今回の震災を機に認識されている。このリスク管理、あるいは過度な集中がかえって外部不経済を生んでいるのではないかという観点からいっても、やはり都会の資本整備を地方に回せということを我々は強く求めていくべきではないか。
- ・災害時の役割が重要であるのも言うまでもない。そういった多々の観点から、社会資本整備が遅れた地域こそ重点的に配慮すべきであると考えている。

#### ⑥地域医療の確保について

（島根県・溝口知事）

- ・島根県においては、中山間地域、離島等における医療の確保は大変厳しい状況。中国５県においても似たような問題があり、国に対して地方の実情に応じた実効性のある対策が実施されるよう、６項目について要請をしようというもの。



- ・ 1つは、医師の養成・供給のシステムを見直すこと。医療ニーズの動向を踏まえて、医学部の入学定員枠の拡大を柔軟に考えると、地域医療においては総合的な患者を診る能力が必要であり、そうしたカリキュラムの充実であるとか、あるいは医師の不足する診療科があり、そういう分野における医師の枠を拡大するとか、あるいは養成された医師が必要な地域、不足している地域に誘導される仕組みを国に考えてもらいたい。また、地方においては医師確保、医師の養成にいろいろな対策を講じなければならず、それに対する国の財源措置をお願いしたい。
- ・ 2番目は、医師・看護職員を支える環境づくり。救急勤務医支援事業であるとか、産科医等確保支援事業による勤務医への手当支給に加え、医師不足地域や不足する診療科の勤務医に対する処遇改善等の施策をお願いしたい。
- ・ 3番目は臨床研修医。都市・地方間の医師の偏在が解消されるように、研修医の募集定員の枠を医師の不足している地域に厚くするなど、適正化をお願いしたいということ。
- ・ それから、地域医療支援センターが地域医療に関与するお医者さんを確保するために、各県でいろいろな事業を行っているが、そういうものに対する財政的な手当てをお願いしたい。あるいは、奨学金によって地域医療を担当されるお医者さんの育成に努めているが、それに対しても適正な財政措置をお願いしたい。
- ・ それから、国においてこれまでの地域医療の問題に対する地域医療再生基金の創設をされたわけであるが、26年度以降もこの地域医療再生基金が継続される、そういう必要性を国にお願いをしようということ。
- ・ 我々もいろいろなことをやっているが、やはり国が医師の養成であるとか、地方が行う施策に対する財源手当をきちっとやっていくということが必要。

### (3) 広域連携検討会の検討状況について

(事務局)

- ・ (資料に基づいて説明)

(鳥取県・平井知事)

- ・ 事務的に調整していただければよいが、看護教員の養成は今まで国がやっている研修があり、それを修得すればとることができたが、それが廃止されて、非常に難しくなっている。現状を申し上げると、湯崎知事のところで講座を持っていただき、そこに周りの県が受けに行くことになるが、恐らくキャパシティ的にもっと必要数があると思う。二井知事のところで明年やられるということだが、ひとつ提案として、5県共同である程度ロットをそろえて講座をつくり、そのときに広島県の県立大学がやっておられる受け皿を活用させていただくとか、そういう協調したやり方で、運営される県でもスムーズにできる、送り出す県でもスムーズに送り込めるという仕組みを考えたほうがよいのではないかと思う。調整の1項目に加えていただければと思う。

(広島県・湯崎知事)

- ・ 今、看護教員の講習会を中四国ブロックでやっているのは広島県だけであり、費用的には全額国庫なので本県負担は基本的にないわけだが、実は既に各県から来ていただいております。29名の今年度は他県からの受入れがある。内訳は鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知なので、全県から来ていらっしゃる。ただ、実は受講希望は59人あって、ここでもう既にあぶれているという状況であり、今後の需要を考えると、もっと増えるのではないかと思う。
- ・ 物理的な位置の問題等も含めて、もう少しほかの地域にあっても、皆さんの利便性が増すのではないかと思うので、複数県でこういったものを用意するとロケーション的によいのではないかと思う。
- ・ そういったプログラムを開始する場合は、広島県のやってきたノウハウがあるので、プログラムそのものも含めて御提供させていただきたい。

(山口県・二井知事)

- ・山口県の場合は、現在の看護教員の養成必要数は39人となっている。したがって39人についてはこの講習会を開かなければいけないということで、来年が23人、それから再来年が16人の合計39人を山口県内で講習会を開催し、養成することになっている。こういう数が多いときは独自でやれるが、少ないときはどちらかでまとめてやるということが必要なので、それぞれの県から状況を持ち寄って、どうするかたちで講習会を進めていったらよいのか調整しながら考えたらどうかと思う。

(島根県・溝口知事)

- ・まず事務レベルでどういうやり方が可能か、詰めてもらったらよい。

(4) 中山間地域振興協議会の次期共同研究テーマについて

(略)

(5) その他(「日本のグランドデザイン構想会議」について)

(略)